

## 第2部

# 平成27年度においてものづくり基盤技術の 振興に関して講じた施策

### はじめに

政府は、2013年12月に「産業競争力強化法」を成立させ、アベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」に基づき、我が国の「強い経済」を取り戻すべく各種施策に取り組んでいるところである。

以下では、2015年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策を報告する。

# 第1章

## ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

### 第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

#### 1 ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

##### (1) 研究開発税制等の推進

###### ① 研究開発税制（減収見込 6,066 億円（2015 年度））

###### (ア) 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）

試験研究費の総額に対して、試験研究費割合（試験研究費総額の売上高に占める割合）に応じて8%～10%の税額控除ができる措置を引き続き講じた。税額控除限度額は、2015年度から法人税額の25%となっている。

###### (イ) 特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

2015年度から、従来は総額型、中小企業技術基盤強化税制と一体となっていた特別試験研究費税額控除制度を別枠化（税額控除限度額は法人税額の5%）し、特別試験研究費（国の試験研究機関・大学等との共同・委託研究及び企業間での共同研究等をして支出した経費等）に係る控除率を20%又は30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に中小企業に支払う知的財産権の使用料を追加する等の措置を講じた。

###### (ウ) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%の税額控除ができる措置を引き続き講じた。税額控除限度額は、2015年度から法人税額の25%となっている。

###### (エ) 試験研究費の増加額等に係る税額控除制度

上記に加え、①試験研究費が過去3年平均より5%超増加する等場合に、その増加した試験研究費に試験研究費の増加割合（上限30%）を乗じた額を控除できる制度又は②試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は法人税額の10%）を引き続き講じた（2016年度まで）。

###### ② 中小企業投資促進税制（減収見込 761 億円（2014 年度））

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。なお、機械装置等のうち、生産性の向上に資する一定の設備を取得した場合には、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる。平成27年度においても、引き続き措置を講じた。

##### (2) 特定研究分野における技術開発支援

###### ① 未来開拓研究プロジェクト（149 億円）

研究開発プロジェクトが小粒化、近視眼化する傾向にあるなか、技術で勝ってビジネスでも勝てるよう、我が国が強みを持つ技術であり、かつ、我が国経済社会に大きなインパクトを与える、従来技術の延長線上にない開発リスクの高い技術を未来開拓研究に指定し、文部科学省等との緊密な連携の下、研究開発を推進している。

###### ② 研究成果展開事業（先端計測分析技術・機器開発プログラム）

###### （国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

独創的な研究開発を支える基盤を整備するため、先端計測分析における革新的な要素技術開発、機器開発、プロトタイプ機の性能実証及びこれまでに開発されたプロトタイプ機の活用・普及を促進した。

###### ③ ナノテクノロジープラットフォーム（17 億円）

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、全国的な共用体制を構築することにより、産学官の利用者に対し、最先端設備の利用機会と高度な技術支援を提供した。

###### ④ 元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞（20億39百万円）

我が国の産業競争力強化に不可欠である希少元素（レアアース・レアメタル等）の革新的な代替材料を開発するため、物質中の元素機能の理論的解明から新材料の創製、特性評価までを密接な連携・協働の下で一体的に推進した。

###### ⑤ 小型地球観測衛星の研究開発（54 億円）

大型衛星に劣らない機能・低コスト・短期の開発期間を実現する高性能小型衛星を開発した。

###### ⑥ 光・量子科学技術研究拠点形成に向けた基盤技術開発

###### （14 億 74 百万円）

光・量子科学技術は、広範な科学技術や微細加工等の産業応用に必要不可欠な基盤技術であるため、我が国の光・量子科学技術分野のポテンシャルと他分野のニーズとをつなげ、産学官の多様な研究者が連携・融合し光・量子科学技術の基盤技術開発を進めるとともに、この分野を将来にわたって支える人材育成を推進した。

##### (3) 先端研究施設及び設備の開発・利用によるものづくり基盤の強化

###### ① 大型放射光施設（SPring-8）の整備・共用

###### （92 億 59 百万円 第一次補正：4 億 10 百万円）

大型放射光施設（SPring-8）は光速近くまで加速した電子の進行方向を曲げたときに発生する極めて明るい光である「放射光」を用いて、物質の原子・分子レベルの構造や機能を解析

可能な世界最高性能の研究基盤施設であり、環境・エネルギーや創薬など、日本の復興や経済成長を牽引する様々な分野で革新的な研究開発に貢献している。産業界の利用も含め、2015年度は年間15,000人以上が利用し約2,000件の課題に活用された。

#### ②X線自由電子レーザー施設 (SACLA) の整備・共用 (74億58百万円)

X線自由電子レーザー施設 (SACLA) は、レーザーと放射光の特徴を併せ持った究極の光を発振し、従来の手法では実現不可能な分析を行う世界最先端の研究基盤施設である。本施設を広く研究者等の利用に供することにより、医薬品や燃料電池の開発、光合成のメカニズムの解明など、幅広い研究分野で革新的な成果を生み出すことが期待されている。2015年度は、利用機会の拡大に向けた複数ビームラインの同時稼働など施設の高度化等が着実に進められた。

#### ③大強度陽子加速器施設 (J-PARC) の整備・共用 (165億39百万円 第一次補正：69百万円)

大強度陽子加速器施設 (J-PARC) は、世界最高レベルのビーム強度を持つ陽子加速器から生成される中性子やミュオン、ニュートリノ等を利用して、生命科学技術や、物質・材料科学技術など、様々な産業利用に貢献する施設である。産学官の研究者等に広く利用されており、2015年度は約4,000人が利用し、約300件の課題に活用された。

#### ④革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ (HPCI) の構築 (146億14百万円)

HPCIは、世界最高水準の計算性能を有するスーパーコンピュータ「京」を中核とし、国内の大学等のスーパーコンピュータやストレージを高速ネットワークでつなぎ、多様な利用者のニーズに対応する革新的な計算環境を実現するものである。2012年9月末に共用を開始したHPCIを最大限活用し、画期的な成果創出、人材の育成、最先端計算科学技術研究教育拠点の形成を目指し、「ものづくり」を含む様々な分野における研究開発等を推進している。例えば、自動車の開発などで従来行われている風洞実験では実現が難しい、高速走行時に車両が蛇行した際の走行安全性をシミュレーションで実現することで、設計期間の短縮、コスト削減による産業競争力の強化への貢献が期待されている。

#### ⑤ポスト「京」の開発 (フラッグシップ2020プロジェクト) (39億72百万円)

最先端のスーパーコンピュータは、科学技術や産業の発展などで国の競争力等を左右するため、各国が開発にしのぎを削っている。文部科学省としては、我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に貢献するため、2020年をターゲットとし、世界トップレベルのスーパーコンピュータと、課題解決に資するアプリケーションを協調的に開発するプロジェクトを2014年度より着手している。創薬・エネルギー・ものづくり分野を含む九つの重点課題について研究開発に取り組んでいる。

### (4) 提案公募型の技術開発支援

#### ①中小企業技術革新制度 (SBIR) 制度

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成11年法律第18号) に基づき、新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定及び特定補助金等における中小企業者向け支出の目標額の設定、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成により、国の研究開発予算の中小企業者への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図った。

#### ②戦略的基盤技術高度化支援事業 (128.7億円の内数)

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化等に向け、中小企業等が産学官連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援した。2015年度においては、143件の認定計画に従って行われる取組を採択した。また、平成26年度に行われた戦略的基盤技術高度化支援事業研究開発制度中間評価において、「ものづくり中小企業者の中には「特に優れた中小企業」が存在し、先端的テーマがあり、こうしたテーマについても支援すべき。」との指摘を踏まえ、平成27年度に、プロジェクト委託型のサポイン事業を実施している。我が国において重要な技術開発分野として、科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)に位置づけられている政策課題を解決するための技術開発課題の中から、中小企業者等の創意によって提案される研究開発を支援することとしている。

#### ③ものづくり・商業・サービス革新事業 (1,402億円)

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援することとし2015年度は13,134件採択した。

#### ④中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業 ((国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

中堅・中小企業が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能を有する機関の能力を活用して行う共同研究等の支援を実施した。

#### ⑤研究開発型ベンチャー支援事業 ((国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

海外からのVC等の誘致や日本のVC等の育成に係る施策とともに、研究開発型ベンチャーへの支援の施策を組み合わせることにより、我が国にベンチャー・エコシステムの構築を図るとともに、オープンイノベーションに向けた取組を実施した。

#### ⑥先導的産業技術創出事業 ((国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数)

産業技術力強化の観点から、産業界のニーズや社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術人材の育成を図るため、平成23年度までに採択した研究テーマについて、引き続き助成金を交付した。

## (5) つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano)の取組

ナノテクノロジーの研究開発を加速させるため、(国研)産業技術総合研究所、(国研)物質・材料研究機構、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構(KEK)及び(一社)日本経済団体連合会が連携して産学官連携集中拠点「つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano)」を推進している。研究開発プロジェクト成果であるカーボンナノチューブのサンプル試料をユーザー企業に提供し評価をフィードバックする取組などにより、民間企業や大学等と連携網を広げ、産学官に開かれた研究開発拠点として、ナノテクノロジーの産業化と人材育成を一体的に推進している。また、ナノテク若手研究人材のキャリアアップと流動性向上を図るために行っている人材育成事業(Nanotech Career-up Alliance:Nanotech CUPAL)では、研究開発の基盤要素技術の習得を目的に多様な実践トレーニングコース等を設置しており、平成27年度は延べ158名が参加した。

## (6) 先端技術の実用化への橋渡し支援

我が国で開発された技術を実用化に結びつけ、新しい市場と産業を創出して行くため、「イノベーション拠点立地支援事業」として民間企業や産学連携等が行う、研究開発環境の整備や産学官連携の枠組みの構築等の技術イノベーションに係る基盤の整備等に関し支援を行った。

## 2 技術に関する研修及び相談・助言等

### (1) (独) 中小企業基盤整備機構における窓口相談・専門家派遣、人材・情報提供事業(2013年度(独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数)

(独) 中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新や新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、窓口相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

### (2) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(41億20百万円)

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を配置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。

## 3 知的財産権の取得・活用に関する支援

### (1) 模倣品・海賊版対策について

#### ①政府模倣品・海賊版対策総合窓口による対応

2004年8月に経済産業省に設置された一元的相談窓口において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を909件受け付け(2015年)、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っている。

#### ②知的財産保護官民合同訪中代表団の派遣

産業界との連携の下、2015年11月には北京、2016年1月には広州に、官民合同訪中代表団(実務レベル)を派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局に対して、法制度・運用の改善、地方レベルでの摘発強化等について要請を行い、情報共有等の両国間の連携を継続していくことを確認した。

### (2) 知的資産経営の推進

我が国企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の「見える化」の促進に資するため、諸外国における知的資産経営の活用方法、知的資産経営報告書の自主的な作成に向けた普及・啓発活動等のベストプラクティス等を調査した。

また、「知的資産経営WEEK2015」の開催を支援し、知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

### (3) 営業秘密管理・技術流出防止

平成27年7月3日、営業秘密の保護について、罰金の引き上げや処罰範囲の拡大、民事における推定規定の導入など、刑事・民事の両面にわたって強化することを目的とした「不正競争防止法の一部を改正する法律案」が国会で可決、成立し、平成28年1月1日に完全施行となった。

また、官民の実務者間において企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として「営業秘密官民フォーラム」を創設し、関係省庁、関係17団体・法人が参加して平成27年7月7日に第1回を開催した。

さらに、営業秘密として法的保護を受けられる水準を越えて、秘密情報の漏えいを未然に防止するための様々な対策をとりまとめた「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」を策定し、平成28年2月8日に公表した。

平成27年2月2日に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口」(営業秘密110番)では、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)や警察庁等との連携体制を確立した上で、平成28年2月末までの約1年間で、累計258件の相談に対応した。

#### (4) 知財権情報の活用・出願手続等に関する支援

##### ①特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数

特許情報を活用した効率的な先行技術調査及び技術開発等を促進するため、国内外で発行されている約1億件以上の特許・実用新案、意匠及び商標に関する公報類及び審査・審判に関する経過の関連情報を特許情報プラットフォーム（Japan Platform for Patent Information、略称：J-PlatPat）よりインターネットを通じて無料で提供した。

2016年2月には、特許庁のデータベースとの連携を図ることで、外国の特許文献（一部）のテキスト表示に対応した。また、2016年3月には、商標の案件毎の状態を検索結果等に表示する対応を実施した。

##### ②特許出願技術動向調査（11億73百万円）

企業や大学、公的研究機関における研究開発活動の検討や効果的な出願戦略の構築のための資料、行政機関の科学技術政策等の策定のための基礎資料を提供することを目的として、特許、意匠、商標の出願動向等の調査分析を行っている。

2015年度は、「情報セキュリティ技術」、「情報端末の筐体・ユーザインターフェース」等の20の技術テーマについて実施した。

#### (5) 権利化に対する支援

##### ①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法、産業技術力強化法及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）に基づき、一定の要件を満たす中小企業を対象として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の半額軽減措置を講じている。

また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料、PCT国際出願に係る調査手数料及び送付手数料等を3分の1にまで軽減する措置を講じている。なお、中小企業による2015年度の軽減措置の利用件数は25,753件であった。

##### ②早期権利化に対する支援

これまでの特許制度を巡る情勢変化や新たな課題を踏まえ、2023年度までに特許の「権利化までの期間<sup>(注1)</sup>」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするなど、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現を目指している。また、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、特許出願に対する早期審査・早期審理を継続して実施した。2014年度の早期審査の利用件数は約18,000件、早期審理の利用件数は約160件。

加えて、東日本大震災により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可能とするため、被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」について、当面の間、継続して実施することとした。

##### ③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

我が国における権利取得の予見可能性を向上させるとともに、我が国の審査の判断手法を他国にも採用されるグローバルスタンダードとすることを目指して、「特許・実用新案審査基準」および「特許・実用新案審査ハンドブック」の全面改訂を行い、2015年9月に和文および英文にて公表した。企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、2013年4月から事業戦略対応まとめ審査を開始した。事業戦略対応まとめ審査は、新規な事業や国際展開を見据えた事業に係る製品・サービスを構成する複数の出願について、事業説明を受けたうえで、分野横断的に一括して審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

#### (6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援

##### ①知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（19億円及び（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、2011年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、様々な専門家や支援機関等とも連携して知的財産のワンストップサービスを提供している。2015年度は、全窓口に配置している弁理士及び弁護士の数配置回数を原則倍増したほか、平成27年度特許法改正を受け、職務発明規程に関する支援を行う専門家の拡充を行うなど、支援体制を強化した。

さらに、これまで窓口の利用経験のない中小企業を積極的に訪問し、知的財産の裾野を広げる活動を強化し、利用の拡大を図った。

2015年度ののべ支援件数は79,164（のべ支援件数は169,911件）であった。

##### ②中小企業等外国出願支援事業（6億26百万円）

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター及び（独）日本貿易振興機構（JETRO）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。2015年度は、商工会議所、商工会、NPO法人の地域団体商標出願や、ハーグ協定による意匠の複数国への一括出願についても補助対象と

注1 審査請求から一次審査又は一回目の拒絶理由通知に対する出願人の応答（意見・補正）に対する二次審査で審査が終了するまでの平均期間を対象とする。なお、出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

して拡充した。総支援件数は637件であった。

#### ③中小企業等海外侵害対策支援事業（1億20百万円）

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、ジェトロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までに要する費用を補助した。採択件数は23件と26年度に比して倍増した。また、2015年度からは新たに、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士への相談費用や訴訟に要する費用についても補助を行った。採択件数は2件であった。

#### ④海外知的財産プロデューサーによる支援（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。

2015年度は、5人の海外知的財産プロデューサーにより、282者（2016年2月末現在）の支援を行った。

#### ⑤開放特許情報データベースの提供（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

特許の活用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許（開放特許）の情報を、「開放特許情報データベース」において提供している（登録件数：32,794件（2016年2月末時点））。

#### ⑥リサーチツール特許データベースの提供（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報を、「リサーチツール特許データベース」において提供している（登録件数：523件（2016年2月末時点））。

## 4 戦略的な標準化・認証の推進

### （1）中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

中堅・中小企業等が有する優れた技術・製品のマーケティングを標準化を通して支援するため、2015年5月から2016年3月にかけて、日本工業標準調査会（JISC）において、14件の提案（うち、中堅・中小企業による提案が13件）について、「新市場創造型標準化制度」を活用して標準化を行うことを決定した。また、各地域における潜在的な標準化案件を面的に発掘するため、地域のパートナー機関（自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関）と一般財団法人日本規格協会（JSA）が連携して標準化の支援等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」の運用を2015年11月に開始した（2016年3月末時点のパートナー機関数は79）。

### （2）戦略的な国際標準化の推進（34億80百万円）

我が国企業が有する優れた技術・製品を国内外に普及させるに当たっては、関連する国際標準を戦略的に策定することが重要である。そのため、先端医療機器、ロボット等の我が国が技術的優位を有する先端分野や、自動走行システム等の経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野において、国際標準原案の開発、当該原案の国際標準化機関への提案等を実施した。また、その過程で得られた知見をもとに国際標準への適合性証明書や試験成績書を発行する検討等も実施した。

### （3）戦略的なJIS化の推進（2億97百万円）

#### ①JISの高機能化の促進

我が国製造業が強みを持つ高機能材料や製品などの差別化や更なる技術レベルの向上を目指すため、ミニマム標準よりも高いレベルの性能・特性を等級別に盛り込んだJIS（高機能JIS）の開発を推進した。具体的には、繊維製品の抗カビ性試験方法及び抗カビ効果や、繊維製品の抗菌性試験方法及び抗菌効果等についてJISを制定・改正した。

#### ②安心・安全など社会ニーズを踏まえたJIS化の推進

消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境への配慮など社会ニーズが高く安全・安心な社会形成に資する日本工業規格（JIS）原案の開発を実施した。具体的には、電気用品の安全性や、子ども用衣料に付属するひもの安全性、災害避難誘導標識システム等についてJISを制定・改正した。

### （4）世界に通用する認証基盤の強化（2013年度補正：175億20百万円）

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、2016年春の運用開始を目指し、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の評価施設の整備を行った。また、これらの施設の運用のための組織体制の整備や要員の訓練などの準備を行った。

### （5）アジア諸国等との協力関係強化

我が国製品のアジア諸国での展開、アジア市場獲得を促進するため、我が国の民間企業等が、我が国が強みを持つ製品及び技術が適正に評価される性能評価方法等をアジア諸国の研究機関等と共同開発し、国際標準化を連携して進めるとともにアジア諸国の試験・認証機関の能力向上に資する取組の支援を実施した。また、2015年4月には、フィリピン・マニラにてACCSQ（ASEAN品質標準諮問委員会）-METI会合を開催し、双方が関心を有する分野における標準化活動に関する情報・意見交換を行った。また、ISO地域事務所（シンガポール）と連携し、ASEAN諸国との間で、国際標準化活動促進のためのワークショップを開催した。また、2015年10月開催の日中韓経済貿易大臣会合及び2015年11月開催の日中韓サミットに

において、北東アジア標準協力フォーラムの活動を通じて、標準化に関する協力を強化することに合意した。

### (6) 標準化人材の育成

事業・経営の一部として知財・標準化戦略を描ける人材の供給・育成や国際規格の原案作成と国際交渉を行う事ができる人材の層を厚くする観点から、以下の施策を実施した。

①大学や専門大学院等と連携し、標準化関連講義の拡充を、カリキュラムの作成、外部講師の紹介、非常勤講師としての職員派遣、シラバス作成のサポート等を通じて支援。

②日本規格協会（JSA）において、ISO 及び IEC における

標準化に携わる若手を対象に、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、「ヤングプロフェッショナル・ジャパン講座」（IEC、84名修了（2012～15年度））及び「ISO国際標準化人材育成講座」（35名修了（2014～15年度））を実施。

③JSAにおいて、企業各層（経営者及び営業職・初任者）を対象に、2015年度から新たに「経営者・マネージャーのための“経営に役立つ”標準化研修」（20名修了（2015年度））及び「営業マン・新人のための“仕事に役立つ”標準化基礎研修」（10名修了（2015年度））を実施。

## 第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

### 1 大学等の能力を活用した研究開発の促進

#### (1) 研究成果展開事業(大学発新産業創出(START)) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

起業前の段階から、ベンチャーキャピタル等の民間の事業化ノウハウを活用しつつ、大学の革新的技術の研究開発支援と事業育成を一体的に実施し、世界市場を目指す大学発ベンチャー等の創出を推進した。

#### (2) 研究成果展開事業(研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

シーズとしての可能性検証や実用化に向けた大学等・企業の共同研究開発、製品化に向けた実証試験等、研究開発のフェーズや分野の特性に応じた最適なファンディングを設定し、大学等の研究成果を実用化につなぐための産学共同研究を総合的かつシームレスに推進した。

#### (3) 研究成果展開事業(戦略的イノベーション創出推進プログラム) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

戦略的創造研究推進事業（CREST、ERATO、さきがけ）等の研究成果を基に、実用化を目指して複数の産学研究者チームからなるコンソーシアムにより行われる大規模かつ長期的な研究開発を推進した。

#### (4) 研究成果展開事業(産学共創基礎基盤研究プログラム) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

我が国の産業競争力強化に向けて、産業界に共通する技術的課題の解決に資す技術テーマを設定し、「共創の場」で産学の対話を促しながら、大学等における基盤的研究を推進した。

#### (5) 革新的イノベーション創出プログラム(COISTREAM) (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

大学や公的研究機関、産業界等が集う、世界と戦える大規模産学連携研究開発拠点を構築・運営し、実用化を目指して産学協働で研究開発を集中的に実施することで、革新的なイノベーションを連続的に実現し、新産業の創出を目指す取組を推進した。

#### (6) マッチングプランナープログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

全国の大学等発シーズと地域の企業ニーズとを目利き人材（マッチングプランナー）が結びつけ、共同研究から事業化に係る展開を支援し、企業ニーズを解決することにより、地域科学技術イノベーションの創出を推進した。

### 2 大学等の研究成果の利用の促進

#### (1) 知財活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めており、具体的には、大学等における研究成果の戦略的な海外特許取得の支援、大学等に散在している特許権等の集約・パッケージ化による活用促進、大学等の特許情報のインターネットでの無料提供（J-STORE）を実施するなど、大学等の知的財産の総合的活用を支援した。

#### (2) 広域大学知的財産アドバイザーによる支援((独)工業所有権情報・研修館運営交付金の内数)

大学における知的財産管理体制の構築・強化等への支援を通じ、大学全体における知的財産活動の底上げと、産学連携の裾野の拡大を図るため、地域や技術分野ごとに形成された複数の

大学からなるネットワークに広域大学知的財産アドバイザーを派遣している。2015年度は9ネットワーク(延べ129大学)に広域大学知的財産アドバイザーの派遣を行った。

### (3) グローバルアントレプレナー育成促進事業 (EDGEプログラム) (8億65百万円)

大学等の研究成果を活用して新事業を創出する人材を育成するため、2014年度からグローバルアントレプレナー育成促進

事業(EDGEプログラム)を開始した。本事業では、ベンチャーキャピタルやメーカー等の民間企業や海外機関と連携しつつ、若手研究者や大学院生を対象としてアントレプレナーシップ、起業ノウハウ、アイデア創出法等を習得する、世界でも先進的な人材育成を行っている。

## 第2章

# ものづくり労働者の確保等に関する事項

## 第1節 失業の予防その他雇用の安定

### 1 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

#### (1) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定 (192億73百万円)

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

#### (2) 労働移動支援助成金による失業なき労働移動の実現(349億44百万円)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職を実現するための支援を職業紹介事業者に委託した事業主や求職活動のための休暇を与えた事業主に対して費用の一部を助成する労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)の支給を行った。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を早期に雇い入れた事業主に対する労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金/早期雇入れ支援)、受け入れた労働者に対して訓練(OJTを含む。)を行った事業主に対する労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金/人材育成支援)の支給を行った。

### 2 労働力需給調整機能の強化

#### (1) 官民連携した雇用関係情報の積極的な提供等 (3億71百万円)

民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、ハローワーク等が保有する求人情報をパソコン、携帯電話端末等からインターネットを利用して閲覧、検索できる「しごと情報ネット」事業を実施した。また、ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を引き続き実施している。

#### (2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進(14百万円)

2007年6月に策定・公表した製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む「請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン」を活用し、請負事業主や発注者を対象に相談事業を行うとともに、請負事業の適正化・雇用管理改善に向けて自主的な取組を促進するための支援を実施するため、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度を実施した。

### 3 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

#### (1) 地域若者サポートステーション(38億51百万円)

ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や各種誘導プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を2006年度に創設した。

2015年度においては、全国で支援を実施するとともに、サポステの支援を経て就職した者に対して、職場定着支援やキャリアアップに向けての相談支援等を行うことを内容とする定着・ステップアップ事業を全国に拡大し、職業的自立に向けた就労支援の強化を図った。

### 4 いくつになっても働ける社会の実現

#### (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 (28億20百万円)

##### ① 高年齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を



事業主に義務付けた高年齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施していない事業主に対して、公共職業安定所による助言・指導等を実施した。

### ②年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備

高年齢者雇用安定助成金の支給により、高年齢者の活用を促進するため、新分野への進出、機械設備の導入、雇用管理制度の構築の取組などを行う事業主に対する支援を行った。

### (2) 高年齢者等の再就職支援の促進(864億3百万円)

60歳以上の求職者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して特定求職者

雇用開発助成金を支給した。

### (3) 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大(115億93百万円)

高年齢者の多様な就業ニーズに対応し、定年退職後等において、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高年齢者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センターにおける就業機会の拡大・会員拡大などの取組や育児支援の分野など現役世代を支える分野における取組を支援した。

## 第2節 職業能力の開発及び向上

### 1 職業能力開発対策の推進

#### (1) 公共職業訓練の推進

公共職業能力開発施設では、ものづくり分野を中心として、離職者の再就職の支援や在職労働者のスキルアップ、高度な技能者の養成に取り組んだ。このほか、都道府県が、株式会社、事業主団体NPOなどの民間教育訓練機関に委託する訓練により、地域や産業界のニーズをとらえた職業訓練を提供した。

なお、公共職業能力開発施設として、職業能力開発校（2015年4月現在（以下同じ）152校）、職業能力開発短期大学校（14校）、職業能力大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（46か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

#### (2) 求職者支援制度の推進

非正規雇用の労働者など雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提供し、一定の要件を満たす場合には職業訓練（求職者支援訓練）を受けることを容易にするための給付金を支給するなどして、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を2011年10月から実施している。

求職者支援訓練には多くの職種に共通する基本的能力（例：パソコン操作能力など）を習得するための「基礎コース」と特定の職種（例：介護福祉など）の職務に必要な実践的能力を基本的能力から一括して習得するための「実践コース」がある。

### 2 事業主が行う職業能力開発の推進状況

#### (1) 事業主に対する助成金の支給

##### ①キャリア形成促進助成金の活用促進（264億84百万円）

企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助

成するキャリア形成促進助成金を支給した。

2015年4月より、製造業等の分野において大臣の認定を受けた一定のOJT付き訓練（「ものづくり人材育成訓練」）を行う事業主及び事業主団体等に対する助成メニューを創設した。また、同年10月より「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的であり、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を認定する制度が始まり、その認定を受けた事業主が「若年人材育成コース」による訓練を実施した場合、経費助成の助成率を引き上げる措置を講じた。

##### ②キャリアアップ助成金（人材育成コース）の活用促進（43億87百万円）

職業能力開発を通じたキャリアアップを目的として、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に対して職業訓練を行う事業主にキャリアアップ助成金（人材育成コース）を支給した。2015年度補正予算により、有期実習型訓練を修了した対象労働者を正規雇用労働者等へ転換した場合、OFF-JTに係る経費助成の上限額を引き上げる措置を講じた。

#### (2) 認定職業訓練に対する支援(12億45百万円)

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練機関、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国1,106施設）について、これを運営する中小企業事業主等に対して、その運営等に要する経費の一部について補助を行った。

### 3 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

#### (1) 教育訓練給付制度(270億円)

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受講し修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対

象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、一般教育訓練 9,865 講座（2015 年 10 月 1 日現在）、専門実践教育訓練 2,092 講座（2016 年 4 月 1 日現在）を指定した。

## 4 職業能力形成機会に恵まれない者に対する能力開発支援

### (1) ジョブ・カード制度の推進(138億 50百万円)

平成 20 年度からフリーターなどの非正規雇用労働者などの職業能力の向上などを通じて、雇用の安定化を図ることを目的として活用されてきたジョブ・カードは、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するために「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職

活動、職業能力開発などの各場面において一層活用されるよう、活用方法、様式等の見直しを行った。さらに、第 189 回通常国会で成立した勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）による職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の一部改正において、ジョブ・カードが同法に位置づけられた。これらを踏まえ、ジョブ・カードを平成 27 年 9 月 30 日厚生労働省告示第 408 号により職務経歴等記録書の様式として規定し、ジョブ・カードの普及促進方策を取りまとめた「新ジョブ・カード制度推進基本計画」を策定するとともに、「ジョブ・カード制度総合サイト」の開設等により、ジョブ・カードのさらなる普及促進を行った。

また、雇用型訓練、求職者支援訓練及び公共職業訓練（離職者訓練・学卒者訓練）においても、引き続き、ジョブ・カードが活用されており、平成 28 年 1 月末現在のジョブ・カードの取得者数は 1,429,312 人となっている。

## 第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

### 1 職業能力評価制度の整備

#### (1) 技能検定制度の運用(13億 47百万円)

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、電子機器組立て等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に 127 職種について実施されている。

また、127 職種のうち 112 職種は都道府県知事が、15 職種は民間の指定試験機関が実施することとなっている（2016 年 4 月 1 日現在）。

#### (2) 職業能力評価基準の整備(1億 00百万円)

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでおり、2015 年度は葬祭業について策定、エステティック業について開発に着手した。これまでに、業種横断的な事務系 9 職種のほか、業種別のものとして電気機械器具製造業、自動車製造業等 54 業種の職業能力評価基準を策定した。

### 2 「ものづくり立国」の推進

#### (1) 業界等が取り組む熟練技能者を活用した技能継承の支援・促進(72百万円)

技能継承を効果的に推進するためには、業界等が課題とするそれぞれの技能継承課題に応じて、業界等が主体的に技能継承に取り組むことが極めて重要である。このことから、業界等による熟練技能者を活用した技能継承の主体的な取組を支援・促進した。

#### (2) 各種技能競技大会等の実施

##### ①各種技能競技大会等の推進(6億 49百万円)

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。そのうち最も規模の大きい技能五輪全国大会は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者（原則 23 歳以下）が参加して毎年開催しているが、2015 年度（第 53 回技能五輪全国大会）は 2015 年 12 月 4 日から 12 月 7 日にかけて行われ、41 職種に過去最高 1,183 名の青年技能者が参加した。

##### ②卓越した技能者の表彰(24百万円)

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能の向上を図るとともに、青少年が、その適性に応じ、誇りと技能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）の表彰を実施しており、2015 年度は 2015 年 11 月 9 日に表彰式を開催し、150 名を表彰した。

なお、1967 年度に第 1 回の表彰が行われて以来、2015 年度の第 49 回の表彰までで、被表彰者は 5,887 名となった。

#### (3) 若年技能者人材育成支援等事業(33億 75百万円)

若年技能者の技能向上、若者が進んで技能者を目指す環境の整備等を目的として、2013 年度から若年技能者人材育成支援等事業を創設した。

2015 年度までに、ものづくりに関して優れた技能や経験を有する 7,225 人を「ものづくりマイスター」として認定・登録した。「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対する実技指導を行った。

また、地域関係者の創意工夫による取組を一層推進することとし、地域における技能尊重気運の醸成を図った。

### 3 労働条件の確保・改善

#### (1) 労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業も含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に的確に対応するとともに、解雇、雇止め事案にも適切に対応した。

#### (2) 機械災害防止対策の推進

労働基準監督署等において、機械設備を製造等又は使用する事業場等に対して、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知等を行うとともに、機械設備に係る災害発生事業場等に

対する個別指導等を行った。機械譲渡時等における機械の危険情報の通知を努力義務とし、機械災害の一層の減少を図った。

また、国際規格等を幅広く調査し、安全水準の向上に寄与すると認められる規格の活用を促すことにより、機械の設計・製造時における機械の安全化の促進を図った。

#### (3) あんぜんプロジェクト等の推進

企業における安全活動の活性化のため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるよう「あんぜんプロジェクト」及び「見える安全活動コンクール」を実施した。

## 第3章

# ものづくり基盤産業の育成に関する事項

## 第1節 産業集積の推進等

### 1 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

#### (1) イノベーション拠点立地支援

(再掲 第2部第1章第1節1.(6)参照)

#### (2) 伝統的工芸品産業の振興対策事業(13億60百万円)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、(一財)伝統的工芸品産業振興協会及び伝統的工芸品の各産地の特定製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。また、特定被災地域の伝統的工芸品の震災復興のため、需要開拓事業や生産基盤確立・強化事業等に対する補助を行った。

#### (3) 地域の産業競争力の向上

(8億円+16億71百万円の内数)

地域が自らの特色を踏まえて策定した基本計画の実現に向けた貸工場、貸事業場等の整備を行う事業に対し補助を実施した。また、地域戦略分野における中核企業候補育成のため、大企業ニーズを踏まえた市場ニーズと地域の企業の優れた技術シーズとのマッチングを図ったほか、地域経済全体の引上げを図るため、地域の中堅・中小企業の新分野・新事業進出に向けた産学官金のネットワークの構築支援や事業化戦略の立案、販路開拓までの一貫支援を行った。

#### (4) 地域イノベーション戦略支援プログラム(44億80百万円)

文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省では、地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的

に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、4省が連携して支援するシステムを構築し、「地域イノベーション戦略推進地域」を共同で選定することとしている。また、2012年度より「地域イノベーション戦略推進地域(東日本大震災復興支援型)」として、被災地における地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想に対して、上記4省及び復興庁が共同で選定を行い、その構想の実現に対して支援している。2015年度までに、41地域を選定し、そのうち文部科学省では、当該地域のうち、地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる33地域に対して、「地域イノベーション戦略支援プログラム」として、知的財産の取得、人材育成等のソフト・ヒューマンについて重点的な支援を行っている。

#### (5) BOP/ボリュームゾーンビジネスの促進

BOPビジネス関連情報を一元管理するポータルサイト「BOPビジネス支援センター」により、情報提供、マッチング(関係者間の連携促進)支援及びメールマガジン配信などを実施した。また、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)では、BOP/ボリュームゾーンビジネスを検討する企業のビジネスアイデアから具体化まで一貫した支援を実施した。インド、ミャンマー、ケニアなどに現地コーディネーターを配置し、合計10カ国で支援を展開。現地小売店での試験販売事業(ミャンマー等)や、グループインタビューによる受容性調査(ナイジェリア等)及びアフリカビジネス実証事業などを実施した。

#### (6) インフラシステム輸出

官民一体でのインフラシステム輸出推進のため、2013年

3月に設置された経協インフラ戦略会議を計6回（第18回～第23回）開催。地域別・分野別・横断的テーマについて議論を行い、6月には「インフラシステム輸出戦略」を改訂し、2015年5月に安倍総理から発表した「質の高いインフラパートナーシップ」をはじめ、政策支援ツール等の更なる新設・拡充を実施することを決定。「日本再興戦略」改訂2015において、「インフラシステム輸出戦略」改訂版に示された更なる施策を迅速かつ着実に実施し、2020年に約30兆円のインフラ受注という目標の達成を図っていくことが盛り込まれた。さらに、2015年11月には、JICAの支援量の拡大・迅速化、ADBとの連携、JBICのリスクマネー供給拡大、NEXIの機能強化をはじめとする「質の高いインフラパートナーシップ」の更なる拡充策を公表した。

### （7）レアアース・レアメタル対策

高付加価値産業に必要な不可欠なレアアース・レアメタル対策については、特定供給国の政策に左右されない産業構造の確立を目指すべく予算措置等を講じ、代替材料・使用量削減技術開発やリサイクル、資源権益確保等、需要面・供給面の対策を一体的に推し進めてきた。我が国ユーザー企業のレアアース需要量は引き続き低下しているが、一部の鉱種については、特定国への依存が続くとともに、次世代自動車の普及等による需要増大が見込まれているため、引き続き対策を講じていくことが必要不可欠である。

このため、2012年度から、産学官が一体となり、10年をかけて革新的技術の実用化を推進する未来開拓研究制度の第一号案件として「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」を実施している。本事業ではジスプロシウム等のレアアースを使用せず、従来以上に強力な磁性材料の開発を行うとともに、モーターの更なる高性能化に向けた設計及び試作等を行うことにより、レアアースフリー高効率モーターの実現を目指しており、目標達成に向け着実に研究開発が進んでいる。また、「希少金属代替省エネ材料開発プロジェクト」では、希少金属を、豊富に存在する他の資源に代替、または使用量を削減する技術開発を実施した。

また、2012年9月に産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合においてレアメタルのリサイクルを経済的に成り立たせるために取り組むべき対応策を示した中間取りまとめを提示した。これを踏まえ、経済産業省及び環境省では、使用済み製品を効率的かつ経済的に回収し再資源化することに資する民間事業者の実証事業や技術開発への補助等を行った。

### （8）地域オープンイノベーション促進事業（2014年度補正：18億円）

地域のものづくり企業の研究開発を支え、新分野への進出を促す観点から、戦略分野に基づき地域ブロックを超えた複数の公設試験研究機関等が連携して実施する設備機器の整備、中堅・中小企業が新事業を展開する際の実現可能性調査、企業連

携体が新事業展開へ取り組むためのネットワーク形成によるイノベーションの創出促進のための支援を行った。

### （9）医療機器産業の振興

日本の優れた「ものづくり技術」と医療現場のニーズを連携させる「医工連携」による実証事業、及び医療機器開発支援ネットワークの支援を通じた医療機器開発や、がん対策等の世界最先端の医療機器の開発を推進している。また、開発・審査の迅速化・合理化・円滑化に資する開発ガイドライン（手引き）及び評価指標等の策定を実施した。

## 2 環境性能の高い製品の普及促進等

### （1）電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の導入促進（当初：352.2億円）

運輸分野における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車等を導入する者に対して補助を行った。2013年度からは、価格が前年に比べ一定程度低下した車種について補助率を優遇し、自動車メーカーに価格低減を促すスキームを導入した。また、「ガス欠ならぬ『電気』なき日本」を目指し、2012年度補正予算により措置した充電設備の設置に対する補助事業を2014年度補正予算で拡充し、充電器に加えて、課金装置等を補助対象に加えるとともに、交通の要衝にある「道の駅」や「高速道路のサービスエリアやパーキングエリア」といった特に重要な充電器等については、設置者の負担を大幅に軽減するなど事業内容を一新した。

また、2014年12月に市場投入された燃料電池自動車の普及に向けて、4大都市圏を中心に約80か所の水素ステーションを整備し、燃料電池自動車や水素ステーションの低コスト化に向けた技術開発や規制の見直しなどを進めた。

### （2）自動車重量税・自動車取得税の減免措置

エコカー減税について、2015年度税制改正において、燃費基準の切り替えと対象区分の追加した上で2年間の延長を行った。（自動車重量税：2017年4月末まで、自動車取得税：2017年3月末まで）。

### （3）軽自動車税の減免措置

環境性能に優れた軽自動車に対する軽課措置（グリーン化特例）を新たに導入した。（2015年4月から2016年3月末まで）。

#### (4) 省エネ住宅ポイント制度・住宅省エネリノベーション促進事業

省エネ住宅ポイント制度において、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やエコリフォームに対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する事業を行った（ポイント発行申請の受付は2015年10月で終了）。

住宅省エネリノベーション促進事業において、住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するため、一定の省エネ性能を満たす高性能な断熱材や窓等を活用した断熱改修を支援すると共に、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備（給湯設備等）の導入支援を行った。

#### (5) J-クレジット制度(5億78百万円)

J-クレジット制度は、中小企業等の省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、本事業により、制度の運営やクレジット制度の活用が見込まれる中小企業等に対する手続面での支援等を実施することで、企業における省エネ設備導入等による温暖化対策への取組を促進した。

## 第2節 中小企業の育成

### 1 取引の適正化

#### (1) 下請取引の適正化

##### ① 下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の厳格な運用

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係のもと、下請代金法を執行した。また、2015年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施した。また、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための専用フォーム「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努めた。

##### ② 特別事情聴取等の実施

11月に実施した「下請取引適正化推進月間」において、「過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者」等を対象に、特別事情聴取等を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。

##### ③ 下請取引の適正化に関する要請

年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の観点から、親事業者約21万社及び関係事業者団体約650団体に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法の遵守など下請取引の適正化に関する要請文を発出し、周知徹底を図った。

##### ④ 下請代金法講習会等の実施（5億48百万円の内数）

下請代金法の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催した。また、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

##### ⑤ 下請ガイドライン（5億48百万円の内数）

親事業者と下請事業者間の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」について、2015年度は、自動車産業など16業種のガイドラインの説明会を開催した。

##### ⑥ 下請かけこみ寺（5億48百万円の内数）

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続（ADR）を実施した。

### 2 下請中小企業対策

#### (1) 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。

##### ① 政府系金融機関による融資

下請振興法に基づく計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、(株)日本政策金融公庫による低利融資を行った。

##### ② 中小企業信用保険法の特例

下請振興法に基づく計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

##### ③ 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業（自立化補助金）（5億円の内数）

下請振興法の認定を受けた計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等に必要経費の一部を補助した。

##### ④ 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業（新分野進出補助金）（5億円の内数）

親事業者の生産拠点が閉鎖（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等に必要経費の一部を補助した。

## (2) 下請中小企業振興法に基づく、振興基準の周知

### ① 下請取引改善講習会における周知

下請振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般の基準（以下「振興基準」という。）について、周知を図った。

## (3) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

### ① 取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を紹介し、きめ細かな取引のあっせんを行った。

### ② ビジネス・マッチング・ステーション（49 百万円の内数）

下請中小企業の販路開拓を支援するために、インターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」により、受発注情報等の提供を行った。

### ③ 広域商談会開催事業（49 百万円の内数）

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業等を対象に、広域的に行う新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を 8 会場で開催した。

## 3 中小企業の経営の革新及び創業促進

### (1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

#### ① 政府系金融機関による融資

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、低利による融資を行った。

#### ② 中小企業信用保険法の特例

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

### (2) 創業・ベンチャーの促進

#### ① 創業・第二創業促進補助金

新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、2015 年度においては、2,335 件の地域需要を興すビジネス等の支援を決定した。

#### ② 新創業融資制度（財政投融資）

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で（株）日本政策金融公庫が融資を行う制度である。

#### ③ 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、これから創業する方、創業 5 年未満の方等を対象に創業関連保証制度等を実施した。

#### ④ 中小企業支援担当者向け研修（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業診断士等の支援者を対象に、創業者のビジネスプランを評価するための着眼点及び考え方並びに創業・ベンチャー企業に対する支援施策及び支援のポイント等を内容とした「能力強化研修」、「小規模企業支援能力向上研修」及び「新規事業・新規創業支援の進め方研修」を実施した。

#### ⑤ ファンド出資事業

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の 1/2 以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド組成数 91 件、累積投資額 1,175 億円、累積投資先企業数 2,381 社に至った（2015 年 3 月末実績）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド組成数 75 件、累積投資額 1,710 億円、累積投資先企業数 644 社に至った（2015 年 3 月末実績）。また、「健康・医療事業分野投資促進出資事業」を活用し、2015 年 9 月までに中小企業成長支援ファンドを 3 件組成した。

#### ⑥ ベンチャープラザ（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小・ベンチャー企業が、資金を得るためにベンチャーキャピタルや投資家等へ自社のビジネスプランを発表等する機会を設けるとともに、プレゼンテーションを行った企業と投資家等の商談の場を提供した。

#### ⑦ 先端課題に対応したベンチャー事業化支援等事業（2014 年度補正：11 億 60 百万円の内数）

成長力のある起業家に対して、ベンチャーキャピタル（VC）や起業経験者等が経営支援を実施することにより、新事業の創出を図った。

また、これらの起業家や支援人材、大企業等によるネットワークの形成等を図り、新事業創出ノウハウの普及等による人材育成や事業連携等を促進し、新事業創出のための環境整備を図った。

#### ⑧ エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。1997 年の制度創設から、2016 年 1 月末までに、635 社に対し、約 133 億円の投資が行われた。

**⑨企業のベンチャー投資促進税制**

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。

**⑩女性、若者／シニア起業家支援資金（財政投融资）**

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）による優遇金利を適用する融資制度である。1999年の制度創設から、2015年12月末までに、135,455件、6,798億円の融資を実施している。

**⑪ベンチャー創造支援事業（3億40百万円）**

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするベンチャー企業を輩出するシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成を図った。また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」において、ビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供するとともに、イノベーションの創出に大きく貢献したベンチャー企業を称える「日本ベンチャー大賞」の授与等を行い、新事業創出のための基盤形成を図った。

**（3）新事業促進支援事業**

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「新事業活動促進法」、「地域産業資源活用促進法」、「農工商等連携促進法」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対し、予算、融資等を活用した支援を実施した。

**①ふるさと名物応援支援事業（地域産業資源活用支援事業）（補正予算において措置40億円）、ふるさと名物事業（農工商等連携支援事業）（16億円6百万円の内数）**

上記各法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う試作品開発や販路開拓等に要する経費の一部を補助した。

**②政府系金融機関による融資**

事業計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、（株）日本政策金融公庫による低利融資を行った。

**③中小企業信用保険法の特例**

事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

**④商業・サービス競争力強化連携支援事業**

中小企業新事業活動促進法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。

**（4）中小企業の海外展開支援**

国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化等に直面するなか、中小企業が成長するためには、アジア等の新興国をはじめとする成長著しい海外市場で新たな需要を獲得することが喫緊の課題となっているため、中小企業の本格的な海外展開に向け、資金面を含め総合的な支援策を講じていくこととした。

**①中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（25億円）**

中小企業の海外展開を支援するため、（独）日本貿易振興機構および（独）中小企業基盤整備機構が連携し、事業計画策定から輸出体制の構築、現地進出支援までを行います。加えて、進出後の課題や事業再編の対応まで一貫して、戦略的に支援します。

**②JAPANブランド育成支援事業（16億6百万円の内数）**

複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強み等を踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

**③政府系金融機関による融資（海外展開・事業再編資金）**

中小企業者の海外展開に必要な資金繰りを支援するため、（株）日本政策金融公庫による低利融資を行った。

**④若手人材の海外インターンシップ派遣（14億円の内数）**

急拡大する新興国市場に対応できるグローバル人材を育成し、中小企業の国際展開等を促進するため、日本の若手人材を新興国の政府系機関、民間企業等に派遣する国際即戦力育成インターンシップ事業を実施した。2015年度より、日本企業で働くにあたって必要なビジネススキルを得た外国人材の育成・確保を目的とした、外国人材のインターン受入も実施した。2015年度は（一財）海外産業人材育成協会と（独）日本貿易振興機構の共同での実施により、124名の若手人材を22か国に派遣し、13名の外国人インターンを受け入れた。

**⑤海外知的財産プロデューサーによる支援（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）（再掲 第2部第1章第1節3.（6）参照）****⑥知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（再掲 第2部第1章第1節3.（6）①参照）****⑦中小企業等外国出願支援事業（再掲 第2部第1章第1節3.（6）②参照）****⑧中小企業等海外侵害対策支援事業（再掲 第2部第1章第1節3.（6）③参照）****4 中小企業のものづくり基盤技術強化****（1）戦略的基盤技術高度化支援事業（再掲 第2部第1章第1節1.（4）②参照）**

## (2) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(2014年度補正 60.1億円の内数、当初 10.0億円の内数)

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを

支援するイベント等を2,800回以上実施した(平成27年12月までの開催分(平成28年2月18日時点把握分))。また、カイゼン指導者の育成・派遣、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成支援を行った。

# 第4章

## ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

### 第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

#### 1 初等中等教育において講じた施策

##### (1) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(1億23百万円)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)として指定し、その取組を支援した。

##### (2) 全国産業教育フェアの開催(23百万円)

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界を始め、国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校等の生徒の研究発表や作品展示、ロボット競技大会等を行う「全国産業教育フェア」を2015年10月31日～11月1日(2日間)に三重県において開催した。

##### (3) 教員研修の実施((独)教員研修センターの運営費交付金の内数)

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

##### (4) 産業教育施設・設備の整備

公立高等学校における産業教育施設整備については、学校施設環境改善交付金の対象事業とした。

なお、私立高等学校における産業教育のための実験実習については、必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助した。

##### (5) スーパーサイエンスハイスクール(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校

等をスーパーサイエンスハイスクール(SSH)として指定し、その取組を支援した。

##### (6) 理数教育充実のための総合的な支援(24億円)

小学校、中学校における理科の観察・実験を支援する補助員として、観察実験アシスタント(PASEO)の配置支援や、小・中・高等学校等における理科教育等設備の整備など、理数教育充実のための総合的な支援を実施した。

##### (7) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業((独)工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

ものづくりや知的財産権の取得に必要な活動の体験などを通じて、専門高校及び高等専門学校の生徒・学生が「知的財産に関する創造力・実践力・活用力」を育む取組に対する支援を行った。

#### 2 高等教育において講じた施策

##### (1) インターンシップの推進

2014年4月に文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省で一部改正を行った「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」について、周知を図った。また、大学等におけるインターンシップの推進を担う専門人材の育成や地域インターンシップ推進組織(複数の大学と地域経済団体で構成)の活動を促進することを通じ、地域全体へのインターンシップの普及・定着を図るため、必要な支援を行った。

#### 3 専修学校教育において講じた施策

##### (1) 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進(16億79百万円)

専修学校等をはじめとした教育機関が産業界等と協働して、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい



教育プログラムの開発・実証を行う取組を実施した。

## (2) 「職業実践専門課程」制度の開始

企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の

確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を開始（認定学校数：833校、認定学科数：2,540 学科（2016年2月19日現在））。

## 第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興

### 1 一般市民や若年層に対する普及啓発

#### (1) 日本科学未来館での取組（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

科学的な「モノの見方」を親子で体験する無料スペース「"おや?" っこひろば」では、科学コミュニケーターが親子の間で「やってみる」「実験する」をサポートしながら、実際に手を動かす事で実験やものづくりを体験し、親子で一緒に科学的思考を実践する取組を行った。2015年度は、NHK for School 連携ワークショップとして、紙を用いた自由工作「きみなら何つくる?」、おぼんと風船を重ねて落とす現象を親子で考察する「考えるカラス～科学の考え方～」等を定期開催すると共に、常設展示第14期メディアラボ「ふれてみよ」（2014年10月22日～2015年6月15日）で紹介した最先端研究を応用した「さわり心地を伝える道具」を使い、触感付きおもちゃを作るなど、ものづくりへの関心を高める多数のイベント開催を行った。

#### (2) 「子どもゆめ基金」事業による科学体験活動等への支援

(独) 国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」事業により、民間団体が行う子供の自然体験活動や科学体験活動などの様々な体験活動等に対して助成を行っている。2015年度は、5,749件の応募に対し、5,253件を採択した（参照：<http://yumekikin.niye.go.jp/>）。

#### (3) (独) 国立科学博物館における講座・教室等

##### ① 国立科学博物館の活動

国立科学博物館では、自然史や科学技術史に関する調査研究と標本資料の収集・保管を行い、人々のものづくりへの関心を

高める展示・学習支援活動を実施している。2015年度に開催した特別展「ワイン展」では、ワインについて科学的、歴史的、かつ文化的な視点から解き明かし、ワインを生み出した人類の叡智と工夫を展示するとともに講演会等を実施して、科学の面白さや奥深さを体感し学べる機会を提供した。このほか、世代別の学習プログラムの普及を行うとともに、体験活動等を通して、自然史や科学技術史についての理解を深め、ものづくりへの関心を高める学習支援活動を実施している。

##### ② 「夏休みサイエンススクエア」「冬休みサイエンススクエア」

国立科学博物館では、子供たちの夏休みや冬休みに合わせて「夏休みサイエンススクエア」「冬休みサイエンススクエア」を実施している。館内で学習支援活動等を行うかしくはボランティア、工業高等専門学校、大学等の協力も得て、実験、観察、工作などの参加型の企画を多数開催し、科学を身近に感じる取組を行っている。

#### (4) 文化財の保存技術の保護(3億81百万円)

選定保存技術の保持者・保存団体が行う伝承者養成や技術の錬磨等に対して補助を行うとともに、支援が必要な文化財の保存技術を対象として保存団体等が行う伝承者養成等に補助を行った。また、選定保存技術の公開事業を行った。

### 2 技術者に対する生涯学習の支援

#### (1) 研究人材キャリア情報活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

技術者の継続的な能力向上に資するため、能力開発や再教育のためのeラーニング教材をポータルサイト上で提供している。

(参照：<https://jrecin.jst.go.jp/>)。

## 第5章

# その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

## 第1節 国際協力

### 1 政府間の技術協力

職業能力開発分野の政府間の技術協力として、(独)国際協力機構(JICA)を通じ、ものづくり基盤技術に関する人材育成分野を含む専門家の派遣、研修員の受入れ、開発途上国における研修の実施に対する協力をを行った。

### 2 国際機関等を通じた技術協力(1億50百万円)

東南アジア諸国を中心とした開発途上国に対し、我が国の技能評価システムのノウハウの移転を図ることを目的とした技能評価システム移転促進事業により、業界団体等の技能評価担当者に対する研修及び現地トライアル検定・普及活動等を実施した。

東南アジア諸国連合(ASEAN)を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN 4か国(CLMV 諸国:カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)の官民の職業能力開発担当者を対象に、職業能力開発制度等に関する研修等を実施した。

職業訓練の質の統一と向上を図り、ASEAN 統合に向けた人材の流動化促進に寄与することを目的として、産業界のニーズに合致した職業訓練コースの設定・改善等を容易にするためのASEAN 職業訓練指導員マニュアルの開発及び普及のための研修を行った。

アジア太平洋経済協力(APEC)域内の人材養成分野の活動に対する協力として、域内の開発途上国の地域住民に基礎的な技能を付与する人材養成技能研修事業を行った。

アジア太平洋地域の職業訓練の水準の向上等を目的としたILOの地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画を通じた協力として、政労使による地域の技能開発、ものづくりの振興及びその質の向上に資するワークショップ等を開催した。

### 3 外国人技能実習生等の受入れ等

#### (1) 外国人技能実習制度(4億37百万円)

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に、1993年に創設されたものである。2015年における技能実習2年目の技能実習生数の最も多い職種は機械・金属関係であり、続いて、繊維・衣服関係、建設関係となっている。また、制度の適正な実施のため、2015年度は(公財)国際研修協力機構(JITCO)に委託し、技能実習成果の評価、

技能実習生受入れ機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談及び各種の指導・援助を実施した。

さらに、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充など内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を平成27年3月6日に閣議決定し、同日、第189回国会(常会)に提出し、継続審議となっている。

#### (2) 外国人留学生受入れ事業(22百万円)

開発途上国の職業訓練指導員の養成確保及びその能力向上並びに将来の産業構造の高度化に寄与しうる人材の育成を目的として、職業能力開発総合大学校に2011年に受け入れた長期課程留学生に対し、職業訓練指導員として必要な専門科目、指導技法等の付与を行った。(2014年度事業終了)

#### (3) 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業(27百万円)

開発途上国の職業訓練の充実、強化に貢献するため、当該開発途上国において他の職業訓練指導員の育成などを行うことができる者の養成を目的として、開発途上国の在職の職業訓練指導員の受け入れを2013年より2ヶ年事業として行っている。

2015年は、2015年度受け入れの在職職業訓練指導員に対し、3か月間の日本語研修実施、2014年度受け入れの在職職業訓練指導員に対しては、日本における最新の職業訓練基準に基づく職業訓練計画の策定方法及びキャリア・コンサルティング技法等、職業訓練指導員としての能力向上を図る研修実施をそれぞれ行った。

### 4 開発途上国の産業人材育成支援と我が国企業の海外展開支援

#### (1) 新興市場開拓人材育成支援事業(8億10百万円)

開発途上国のリーダーとしての活躍が期待される産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた日本への受入研修、専門家派遣による現地指導に対する支援をすることで我が国企業の海外進出や開発途上国の発展を促進するもの。具体的には、アジアをはじめとする開発途上国の産業技術者や経営管理者等の人材を対象に日本国内の企業の製造ライン等現場を活用した研修や、我が国からの専門家派遣による現地企業でのOJTを含む技術指導等に対する支援をしている。2015年度は809名の研修及び41名の専

門家派遣を支援した。

## (2) 社会課題解決型国際共同開発事業(14億円の内数)

開発途上国の社会課題解決及び日本企業の海外展開を促進するため、現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で製品開発や実証等に取り組む日本企業に対し補助を実施。2014年度はアイ・シー・ネット株式会社が事業実施機関となり、11件を採択した。

## (3) 中小企業の現地拠点における高度人材確保の支援(48百万円)

海外に進出した中小企業は現地での知名度の不足もあり、優秀な現地人材の確保が重要な経営課題になっていることから、将来の幹部候補となる高度人材の確保に向けた現地高等教育機関と日系中小企業とのネットワークの構築を推進するもの。2014年度はタイ、ベトナム、インドネシアにおいて、計7回のジョブフェア及び16大学等と連携した日本企業文化講座を実施した。

# 第2節 ものづくり日本大賞

## 1 第6回ものづくり日本大賞の実施

ものづくり日本大賞は、製造・生産現場の中核を担っている中核人材や伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を顕彰するもの。経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省が連携して2005年度より隔年開催しており、2015年度で6回目の開催を迎える。

2015年度においては、全国9地域に設置する地方分科会において第一次審査を、経済産業省が設置するものづくり日本大賞選考有識者会議において第二次審査を行い、受賞者の選定を行った結果、関係省庁の案件も合わせ、24件65名、1団体の内閣総理大臣賞受賞者を決定した(2015年10月)。あわせて、経済産業省では、経済産業大臣賞、特別賞、優秀賞の計54件283名、3団体の受賞者を決定した。

# 第3節 グローバルニッチトップ企業100選

## 1 グローバルニッチトップ企業100選の実施

グローバルニッチトップ(以下、GNT)企業100選は、国際市場の開拓に取り組んでいる企業のうち、ニッチ分野において高いシェアを確保し、良好な経営を実践している企業を顕彰するもの。2013年度3月に初めて実施し、機械・加工部門52社、素材・化学部門20社、電気・電子部門15社、消費材・その他部門13社の計100社に加えて、今後の飛躍が期待される企業をネクストGNTとして7社選定した。

また、こうしたGNT企業の更なる発展と次なるGNT企業の創出を促すことも念頭に、複数の新たな施策を講じた。具体的には、(株)商工組合中央金庫において2014年度から「グローバルニッチトップ支援貸付制度」により海外に事業展開を

行おうとするGNT企業及びGNT候補企業に対して資金的な支援を行っているほか、2015年度においては独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)において「中核企業等輸出拡大支援事業(新分野進出支援事業の内数)」として、地域産業の中核を担いGNTを目指す企業の海外輸出に向けた戦略作りから成約まで、専門家派遣による一貫した支援を行った。また、将来のGNT企業創出に向けた地方の産業集積の基礎体力強化を図るべく、2015年度から「カイゼン指導者育成事業(中小企業・小規模事業者人材対策事業の内数)」により、中小企業・小規模事業者に対してカイゼン指導が行える人材の育成と、育成した指導者の現場への派遣を、地域や業界において行う取組を支援した。

## 第6章

# 東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

## 第1節 資金繰り対策

### 1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

#### (1) 東日本大震災復興緊急保証

被災各県の信用保証協会において、東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の保証限度額である「東日本大震災復興緊急保証」を、引き続き実施した。

- ①対象者：震災による直接・間接被害者（風評被害等を含む。）
- ②保証限度額：セーフティネット保証等と別枠で最大2.8億円（セーフティネット保証や災害関係保証と合わせて、無担保で1.6億円、最大5.6億円）
- ③保証割合：100%保証

#### (2) 東日本大震災復興特別貸付

（株）日本政策金融公庫や（株）商工組合中央金庫において、東日本大震災により直接又は間接に被害を受けた中小企業者等を対象に、通常の貸付制度とは別枠の貸付限度額である「東日本大震災復興特別貸付」を、引き続き実施した。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業者等や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業者等に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も引き続き実施した。

- ①対象者：震災による直接・間接被害者（風評被害等を含む）
- ②貸付期間：最長20年、据置期間：最長5年
- ③金利引き下げ：当初3年間は最大▲1.4%、その後は最大▲0.5%  
（※直接被害者であって、全壊・流失等の場合は、当初3年間実質無利子化）
- ④無担保・第三者保証人なし

#### (3) 二重債務問題対策

被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題に対応するため、「二重債務問題への対応方針」（平成23年度6月17日二重債務問題に関する関係閣僚会合決定）に基づき、被災6県に設立した「産業復興相談センター」において被災事業者の相談を受け付けた。

また、「産業復興機構」において、引き続き、金融機関等が有する債権の買取等による支援を行った。

また、2011年11月21日に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）が成立し、同法に基づき設立された「（株）東日本大震災事業者再生支援機構」においても金融機関等が有する債権の買取等を通じた支援を行った。

#### (4) 中堅・大企業向け資金繰り対策

震災の影響により経営に支障が生じた中堅・大企業に対し、①（株）商工組合中央金庫・（株）日本政策投資銀行による「危機対応貸付」の実施、②中堅・大企業の信用力の補完、③利子補給、④産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資の円滑化のための措置を講じた。

また、復興過程で借入依存度を高め資本が毀損した企業に対し、（株）商工組合中央金庫・（株）日本政策投資銀行による資本金劣後ローンなど民間資金の「呼び水」となる資本金の資金を提供し、産業復興に向けた資金繰り支援を実施した。

## 第2節 工場等の復旧への支援

### 1 仮設工場、仮設店舗等整備事業等（総額360億円）

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災中小企業等が早期に事業を再開するための支援として、（独）中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗等を整備し、市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施した。これまで、6県52市町村において、586か所が竣工している（2016年1月末時点）。また、平成26年度から仮設施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を開始。これまでに19箇所の仮設施設の解体・撤去や移設に要する経費を助成している（2015年12月末時点）。

### 2 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（400億円）

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、を実施し、被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧等に対する支援を行った。

### 3 復旧・復興のための支援専門家派遣

(独) 中小企業基盤整備機構が福島県（福島市）、宮城県（仙台市）、岩手県（盛岡市）に設置している中小企業復興支援セ

ンターにて、中小企業の相談対応や被災した中小企業、自治体及び支援機関（各種経済団体）に対して、専門家を無料で派遣する等の事業を実施した（災害復興アドバイス等支援事業）。

## 第3節 職業能力の開発及び向上

### 1 キャリア形成促進助成金の特例措置の実施（4億59百万円）

東日本大震災復興対策の特例措置として、被災地の事業主が一般型訓練及び認定実習併用職業訓練を行う場合については、助成率の引上げ等を引き続き実施した。

## 第4節 原子力災害からの復興支援

### 1 福島県における医療関連拠点整備

福島県における地域産業の活性化につなげる取組として、県内ものづくり企業や医療機関等の連携による医療機器の開発・実証や福島県立医科大学を中心とした創薬拠点の整備等を行う事業について、原子力災害等からの復興等のために設置された福島県原子力災害等復興基金を通じて支援している。

また、福島県をはじめ全国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評

価や薬事法の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業が共通で活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点を整備する事業について、同基金を通じて支援している。

さらに、福島県内に立地又は企業間の連携により福島県内に進出予定の医療機器メーカー等に対し、実証・製造等の拠点整備に係る支援や、医療・福祉機器分野をはじめとしたロボット産業の修正を目指す一環として災害対応向けのロボット技術開発への支援を通じ、福島におけるこれらの産業のさらなる発展・集積、雇用の創出を支援した。